8　合格者の発表
　平成28年12月22日（木）に、第２種、第３種技術検定、平成29年２月３日（金）に、第１種技術検定の合格者の受検番号を日本下水道事業団研修センター等の庁舎内に掲示するとともに、日本下水道事業団のホームページに掲載して発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
9　その他
⑴　合格者には、下水道法第22条（第25条の18において準用する場合を含む。）の資格取得について、特例が適用される。
⑵　受検手続その他受検に関する問い合わせは、日本下水道事業団研修センター研修企画課　（電話048―421―2076）へすること。
⑶　技術検定の詳細については、受検申込用紙と同時に配布する受検案内を参照すること。

第30回下水道管理技術認定試験実施公告

日本下水道事業団公告第２号

日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第26条第１項第11号の規定に基づき、下水道管理技術認定試験を次のとおり実施するので公告する。

平成 28 年５月９日

日本下水道事業団理事長　谷戸　善彦

1　試験の区分
　管理技術認定試験は、次の表の試験区分に従い、同表の試験技術を対象として行う。

試験区分	試験技術
管路施設	管路施設の維持管理を適切に行うために必要とされる技術

2　試験科目及び試験の方法
　管理技術認定試験は、学科試験により行う。学科試験は、次の表の試験区分に従い、同表の試験科目について、多肢選択式により行う。

試験区分	試験科目
管路施設	工場排水、維持管理、安全管理及び法規

3　試験の実施期日
　平成28年11月13日（日）
4　試験の実施場所
　札幌市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、鹿児島市及び那覇市
5　受験資格
　受験資格について制限はない。
6　受験手続
⑴　受験申込用紙の配布
　受験申込用紙は、平成28年５月９日（月）から平成28年７月20日（水）まで次の場所において配布する。
①日本下水道事業団研修センター研修企画課
　〒335―0037
　埼玉県戸田市下笹目5141
②日本下水道事業団経営企画部総務課広報室
　東京都文京区湯島２―31―27
　湯島台ビル
③日本下水道事業団近畿・中国総合事務所お客様サービス課
　大阪市中央区久太郎町４―１―３
　大阪御堂筋ビル
　郵便で受験申込用紙を請求する場合は、①研修センター研修企画課へ、封筒の表に「認定試験申込用紙請求」と朱書し、205円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角型２号）を必ず同封すること。
　なお、日本下水道事業団のホームページよりダウンロードすることもできる。
⑵　受験の申込方法
　受験を希望する者は、受験案内の申込書記入例に従い、受験申込用紙に所要事項を記入し、本人の写真をはり、試験手数料に係る郵便振替払込受付証明書を添付して、日本下水道事業団研修センター研修企画課（〒335―0037 埼玉県戸田市下笹目5141）に簡易書留により郵送すること。
⑶　申込受付期間
ア　申込受付期間は、平成28年６月27日（月）から７月20日（水）までとする。
　ただし、平成28年７月20日までの消印があるものは受け付ける。
イ　受験申込書及び添付書類は、受理後は返還しない。
⑷　受験票の送付
　受験票は、受験申込書の受付期間経過後、直接受験申込者に送付する。
7　試験手数料及びその納付方法
　受験を希望する者は、試験手数料として9,000円を郵便振替払込みにより納付すること。
　なお、試験手数料は、納付後は返還しない。
8　合格者の発表
　平成28年12月22日（木）に、合格者の受験番号を日本下水道事業団研修センター等の庁舎内に掲示するとともに、日本下水道事業団のホームページに掲載して発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
9　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、日本下水道事業団研修センター研修企画課（電話048―421―2076）へすること。
⑵　試験の詳細については、受験申込用紙と同時に配布する受験案内を参照すること。

日本下水道事業団公告

日本下水道事業団公告第３号

日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第30条第１項の規定により、特定下水道工事を次のとおり開始するので、同条第４項の規定に基づき公告する。

平成 28 年５月９日

日本下水道事業団理事長　谷戸　善彦

特定下水道の種類及び名称	工事の区域又は区間	工事の種類	工事の開始の日
芸西村特定環境保全公共下水道芸西浄化センター	高知県安芸郡芸西村西分甲5929	特定環境保全公共下水道の改築工事	平成28年５月９日
芸西村特定環境保全公共下水道和食中継ポンプ場	高知県安芸郡芸西村大字和食甲586―１		
芸西村特定環境保全公共下水道西分中継ポンプ場	高知県安芸郡芸西村大字西分甲5841		

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第 28―１号

電気計器の型式について、平成28年４月18日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 28 年４月 18 日

日本電気計器検定所
理事長　大谷　　進

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第4122号	普通電力量計	Ａ５ＤＡ―ＲＳ31	大崎電気工業株式会社	交流単相２線式	100，110，200，240	5	50，60
第4123号	普通電力量計	Ａ６ＤＡ―ＲＳ31		交流単相３線式	100		
第4124号	普通電力量計	Ａ７ＤＡ―ＲＳ31		交流三相３線式	100，110，200		
第3971―２号	普通電力量計	Ｆ５ＣＷＦ―ＴＡ	ＧＥ富士電機メーター株式会社	交流単相２線式	100	30	50，60